



令和 7 年度
山口大学
教育の内部質保証に関する
自己点検評価書



令和 8 年 9 月 3 日
評価委員会

1. 目的

大学の自己点検・評価は、学校教育法第 109 条第 1 項において「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定められている。山口大学（以下「本学」という。）においても、国立大学法人山口大学学則第 4 条及び山口大学における教育の内部質保証に関する要綱第 1 条に基づき、本学の教育研究活動（研究活動に根ざした教育活動を含む。）の質及び学修成果の水準等について、定期的・継続的な自己点検・評価を実施することで、自主的・自律的にその質を自ら保証し、学修成果の水準等の向上を図るとともに、ステークホルダーに対し評価結果を積極的に公表することで、本学の諸活動への理解・支持を獲得することを目的として実施するものである。

2. 実施方法

教育の内部質保証に関する自己点検・評価の実施については、教育課程、学生支援、学生受入、教職課程、教育施設、教育設備（図書館及び ICT）の区分により、それぞれの教育の内部質保証を担当する責任者である副学長（以下「推進責任者」という。）のもと自己点検・評価を実施し、担当する委員会において確認を行った。その結果については、教育の内部質保証に関する自己点検・評価の責任者である大学評価担当副学長（以下「自己点検・評価責任者」という。）に報告し、中核となる委員会である評価委員会において実施状況や改善事項について確認・検証を行った。

3. 令和 7 年度の自己点検・評価結果について（総括）

令和 7 年度の本学における教育の内部質保証に関する自己点検・評価においては、各区分の実施要領に基づき、推進責任者の下で実施され、令和 8 年 9 月 3 日開催の評価委員会において確認・検証を行い、適切に実施していることを確認した。

なお、令和 7 年度には、新たに改善すべき点が確認された一方で、令和 6 年度の改善すべき事項のうち複数の項目で改善が確認できることから、改善に向けた取組が適切に実行され、成果をあげているといえる。

一方で、改善すべき事項の中には、単年度での改善が困難な項目もあり、当該項目については、今後も引き続き、改善に向けた取組を継続していく必要がある。

以上の内容を踏まえて、引き続き、各推進責任者の下で、改善事項への対応等を行い、本学の教育研究活動の質の保証及び学修成果の水準等が向上されることを期待している。

《教育課程》

教育課程については、「山口大学における教育（教育課程）の内部質保証に関する実施要領」に基づき、3つのポリシー（学位授与方針、教育課程方針、学生受入方針）、教育課程の編成、授業形態、学修指導法、履修指導、学習支援、成績評価、卒業（修了）判定及び学修成果の各項目について、教育課程責任者（各学部・学環・研究科長等）から報告された自己点検・評価結果を、令和8年6月開催の教学マネジメント調整会議及び教学委員会において確認した後、推進責任者（教育学生担当副学長）から自己点検・評価責任者（大学評価担当副学長）へ報告され、全ての評価項目において適切に自己点検・評価を実施していることを確認した。

昨年度の自己点検・評価の結果、改善策を策定した4項目のうち、一部の研究科における留学生へのキャリア形成支援については、「山口しごとセンター」と協力して新入生オリエンテーション時に日本での就職活動の方法を指導するとともに、大学での相談窓口を案内し、留学生向けにキャリア形成の知識の育成を図る具体的な改善がなされたため、対応済とした。なお、残りの3項目については、今年度も改善策を新たに策定し、引き続き改善に取り組むことを確認した。

加えて、一部の研究科において、教育課程方針の内容が不十分であったため、改善策を策定し、改善に向けた取組を行うことを確認した。

以上の内容を踏まえて、今年度の自己点検・評価において、推進責任者から提出のあった改善すべき点及び改善案を以下のとおり確認した。なお、6-2-1については、既に改定に向けた準備を完了しており、令和9年度に変更する見通しが立っていることから、「対応済」としている。

●改善すべき点 ※()は大学機関別認証評価の分析項目番号

- ・一部研究科の教育課程方針において、教育課程方針に研究指導に関する方針や学位論文等の評価の方針が含まれていない。(6-2-1)
- ・一部の学部・研究科において、修業年限×1.5年以内卒業（修了）率が基準に満たない年度がある。(6-8-1)
- ・教育学部において、学部が掲げる教員就職率の目標値に達していない。(6-8-2)
- ・一部の研究科において、収容定員を超過または未充足となっている状況である。(6-9-1)

●改善案

- ・学生ケア体制、修学指導体制、進路指導体制及び研究指導体制等の充実や研究の進捗の状況の定期的な確認等を行い改善に努める。学部においては、休学・退学の原因分析に基づき、入学後のミスマッチの防止や学習フォロー体制の強化、関係教員間での早期の情報共有をおこなう。(6-8-1)
- ・教員就職率の向上に向け、入学段階での意欲の高い学生の確保、在学生への教職への意欲を高める支援（学生が主体となり企画・運営する教育イベントの開催や自治体の学習支援事業への参加等）、教員採用試験対策講座の開講などの取組をおこなう。(6-8-2)
- ・基準を満たしていない研究科において、収容定員超過、未充足に対応するため、広報体制の強化や、各種支援制度及び期間短縮修了制度の周知等の改善策を講じ、改善に努める。(6-9-1)

今後は、上記課題への改善に向けて取り組むとともに、継続して自己点検・評価を実施し、教育課程の質の向上に取り組んでいく。

《学生支援・学生受入》

学生支援・学生受入については、「山口大学における教育（学生支援・学生受入）の内部質保証に関する実施要領」に基づき、学生支援及び学生受入に関する事項について、アドミッションセンター長、教育支援センター長、学生支援センター長、健康科学センター長、キャリアセンター長及び留学生センター長が自己点検・評価を実施し、令和8年5月開催の入試委員会及び大学院入試委員会、教学委員会、留学生委員会においてそれぞれ確認した後、推進責任者（教育学生担当副学長）から自己点検・評価責任者（大学評価担当副学長）へ報告され、全ての評価項目において適切に自己点検・評価を実施していることを確認した。

また、令和7年度の取組等（一例）を以下の通り確認した。

- ・吉田キャンパス1番教室および2番教室の教壇への昇降補助を目的とした、安全性の高い手すり等を設置した。
- ・学生支援体制の強化を目的として、セミナーの開催等、学内教職員の理解の促進を図る取組を行った。

昨年度の自己点検・評価において、改善事項とされた入学定員充足率の適正化については、入試広報、選抜方法の見直し、定員の変更等を実施し、その状況を学内委員会で定期的に確認し、改善に努めている。しかし、未だ一部研究科において、大幅な超過または未充足の状態となっているため、引き続き改善に向けた取組が必要と判断した。

以上の内容を踏まえ、推進責任者から提出のあった改善すべき点及び改善案を以下の通り確認した。

●改善すべき点 ※()は大学機関別認証評価の分析項目番号

- ・一部研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に超える又は下回っている。(5-3-2)

●改善案

- ・大学院入試委員会において報告された適正化を図る取組を実施し、各研究科において、入学者数の適正化を図る。入学定員を超過している場合、入学定員を上回る合格者を出した理由や入学定員を超過した原因を精査し、定員増、複数回入試による分離募集等を検討する。入学定員を下回っている場合、入試広報、入学者選抜方法、入学定員減などの検討を行う。(5-3-2)

今後は、上記課題の改善に向けて取り組むとともに、継続して自己点検・評価を実施し、学生支援・学生受入の質の向上に取り組んでいく。

《教職課程》

教職課程については、「山口大学における教育（教職課程）の内部質保証に関する実施要領」に基づき、教職課程における教育理念・学修目標、授業科目・教職課程の編成及び実施、学修成果の把握・可視化の状況、教職員組織の状況、情報公表の状況、教職指導の状況、関係機関等との連携の状況等について、教職課程を有する教育課程責任者（各学部・研究科長）、教職センター長及び教職課程委員会委員長と連携の上、自己点検・評価を実施し、令和8年6月開催の教職課程委員会及び教職センター会議において確認された後、推進責任者（教育学生担当副学長）から自己点検・評価責任者（大学評価担当副学長）へ報告され、全ての評価項目において適切に自己点検・評価を実施していることを確認した。

また、令和7年度の取組等（一例）を以下の通り確認した。

- ・教職センターや教育学部において、教員希望者へのガイダンスやセミナーを定期的に行っている。また、教職センターでは、アドバイザー（校長経験者）を4名配置し、教職相談において、自己PR書や小論文等の添削を含め、個々の学生に応じた対応も取っている。
- ・教育を目指す学生を対象に、早い段階から山口県教育委員会が実施する「教員をめざす学生の学校体験制度」を活用し、実際に児童生徒とふれあったり教員の仕事に接したりする体験を行っている。

今後も継続して自己点検・評価を実施し、教職課程の質の向上に取り組んでいく。

《教育施設》

教育施設については、「山口大学における教育（施設）の内部質保証に関する実施要領」に基づき、教育施設の整備状況及び教育施設の安全性の状況等の事項について、自己点検・評価を実施し、令和8年5月開催の施設環境委員会において確認された後、推進責任者（財務施設担当副学長）から自己点検・評価責任者（大学評価担当副学長）へ報告され、全ての評価項目で、適切に自己点検・評価を実施していることを確認した。

また、令和7年度の取組等（一例）を以下の通り確認した。

- ・教育施設の老朽化への対応として、令和7年度は、吉田キャンパスの実習棟改築（農場収納舎、温室等）に着手したほか、常盤キャンパスの体育館改修、小串キャンパスの外来診療棟（C棟）改修およびライフライン再生（給水）が完了した。
- ・構内の外灯については、構内一斉点検を行い、不良箇所（11箇所）の修繕を実施した。
- ・バリアフリー化に係る取組については、人文学部講義棟において自動ドアを整備した。
- ・構内道路の経年劣化した白線（横断歩道、停止線等）を塗り直し、交通の安全性を向上した。
- ・災害等に対する対策については、昨年度に引き続き、台風接近時に全部局への大雨等台風情報と防災アナウンス（戸締り、飛散物片付け等）を実施するとともに、災害発生時の迅速な情報収集等、キャンパス内の安全と被害抑制対策を実施した。

以上のように、構内の施設整備、災害対策等を十分に実施しており、今後も継続して自己点検・評価を実施し、教育施設の質の向上に取り組んでいく。

《教育設備（図書館）》

教育設備（図書館）については、「山口大学における教育（図書館）の内部質保証に関する実施要領」に基づき、学術情報（資料）の整備状況、図書館の利用状況、図書館の施設・設備の整備状況及び図書館に対する満足度の状況等について、自己点検・評価を実施し、令和8年5月開催の図書館専門委員会において確認され、推進責任者（学術基盤担当副学長）から自己点検・評価責任者（大学評価担当副学長）へ報告され、全ての評価項目において、適切に自己点検・評価を実施していることを確認した。

また、令和7年度の取組等（一例）を以下の通り確認した。

- ・総合図書館2号館の老朽化が著しく、本学のキャンパスマスタープランに沿って、改修の準備を継続的に行っている。
- ・図書等の資料のさらなる活用および学術論文の即時公開義務化への対応として、教職員向けの学術論文の即時公開推進セミナーを実施し、機関リポジトリ（YUNOCA）による公開支援体制を強化した。

今後も継続して自己点検・評価を実施し、教育設備（図書館）の質の向上に取り組んでいく。

《教育設備（ICT）》

教育設備（ICT）については、「山口大学における教育（ICT 環境）の内部質保証に関する実施要領」に基づき、学内 LAN の整備状況、ネットワーク装置等の整備状況、教育用システム等の整備状況、教育への活用状況等について、自己点検・評価を実施し、令和8年6月開催の ICT 基盤推進委員会において確認され、推進責任者（情報化推進担当副学長）から自己点検・評価責任者（大学評価担当副学長）へ報告され、全ての評価項目において適切に自己点検・評価を実施していることを確認した。

また、令和7年度の取組等（一例）を以下の通り確認した。

- ・通信環境改善の取組として、吉田キャンパスの事務局及び共通教育講義棟で整備を進め、快適な無線 LAN（Wi-Fi）環境を実現した。
- ・上記の無線 LAN（Wi-Fi）整備の際に、ネットワーク関連機器を刷新及び新規設置したことにより、より包括的な管理体制でネットワーク通信環境の監視が可能となった。
- ・ネットワーク装置及び教育用システム等の整備については、不具合が発生した場合の対応も含めて、概ね適切に実施されている。
- ・ICT 基盤センター内にワンストップ窓口を設置し、ICT 基盤課と DX 推進係で学生・教職員の ICT サポートを実施し、電話・web フォーム・訪問等の問い合わせに対応した。また、業務効率化とサービス向上のため、チャットボットと FAQ を公開しており、過去に同様の問い合わせがあった場合はユーザー自身で解決できるようにしている。

今後も継続して自己点検・評価を実施し、教育設備（ICT）の質の向上に取り組んでいく。